建築士法第22条の3の3に定める記載事項

1	対象とな	る	建築物の概要					
2	業務の種	類	、内容及び方法					
3			図書との照合の方法及び工事 O状況に関する報告の方法					
4	工事監	理	に従事することとなる建築=	上・建築設備士	=			
	【氏名】	:						
	【資格】	:	()	建築士	【登録番号】			
			構造設計一級建築士交付第		号			
			設備設計一級建築士交付第	.	号			
	【氏名】	:						
	【資格】	:	()	建築士	【登録番号】			
			構造設計一級建築士交付第	;	号			
			設備設計一級建築士交付第	,	号			
5	5 (建築設備の設計 (工事監理) に関し意見を聴く者)							
	【氏名】	:						
	【資格】	:	()	建築士	【登録番号】			
			()	設備士				
※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。								
6	建築士事	務	所の名称					

6 建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分(一級、二級、木造)	() 建築士事務所
開設者氏名	
	(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)

(注)契約後に本様式の記載内容に変更が生じる場合には、契約変更の対象となるため、速やかに変更後の内容を記載したものを提出すること。

建築士法第22条の3の3に定める記載事項

1	1 対象となる建築物の概要				【例】○○建築工事監理業務特記仕様書のとおり				
2	2 業務の種類、内容及び方法				【例】○○建築工事監理業務共通仕様書及び特記 仕様書のとおり				
3	工事と設計図書との照合の方法及び工事 監理の実施の状況に関する報告の方法			【例】○○建築工事監理業務共通仕様書及び特記 仕様書のとおり					
	<u>.</u>								
4	4 工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士								
	【氏名】	:							
	【資格】	:	()	建築士		【登録番号】			
	構造設計一級建築士交付第					号			
	設備設計一級建築士交付第			ĵ		号			
	【氏名】	:							
	【資格】	:	()	建築士		【登録番号】			
			構造設計一級建築士交付第	į,		号			
			設備設計一級建築士交付第	ĵ		号			
5									
	【氏名】	:							
	【資格】	:	()	建築士		【登録番号】			
			()	設備士					
L									
6	建築士事	務	听の名称						
	建築士事務所の所在地								
	区分(一	級	、二級、木造)	()	建築士事務所			
	開設者氏	:名							
				(法人の	場合に	は開設者の名称及び代表者氏名)			

(注) 契約後に本様式の記載内容に変更が生じる場合には、契約変更の対象となるため、速やかに変更後の 内容を記載したものを提出すること。